

## 会議録

会議の名称	第14回西東京市都市計画審議会
開催日時	平成16年 10月 25日 午前10時00分から午前11時30分まで
開催場所	防災センター6階 講座室2
出席者	【委員】砂押会長、土井委員、板倉委員、猪野委員、江田委員、大江委員、久野委員、酒井委員、塩月委員、中野委員、葉原委員、宮崎委員、森委員、森下委員 【西東京市】保谷市長、安部都市整備部参与、坂口都市計画課長、貫井再開発課長、古厩主査、内野主事
議題	1) 議案 第1号 西東京都市計画生産緑地地区の変更案
会議資料の名称	西東京都市計画生産緑地地区の変更案 資料1 西東京市都市計画事業保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業 資料2 東京都の都市再開発方針 参考資料 保谷駅南口地区再開発事業スケジュール 保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業の進捗状況
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>坂口課長：保谷市長紹介</p> <p>保谷市長：挨拶</p> <p>坂口課長：資料確認</p> <p>砂押会長：開会宣言 本日は、五味委員、小西委員が欠席であるが、西東京都市計画審議会条例に規定する定足数を満たしていることを報告する。 議案第1号「西東京都市計画生産緑地地区の変更案」が諮問された。それでは事務局より説明を願う。</p> <p>坂口課長：議案第1号「西東京都市計画生産緑地地区の変更案」について説明</p> <p>砂押会長：これより質疑に入る。</p> <p>久野委員：1 生産緑地をどのように管理しているのか。 2 生産緑地の標識について、西東京市の標識に統一できていないため、その理由等を教えていただきたい。 3 都市計画変更案について、削除・追加の理由を教えていただきたい。</p>	

坂口課長：1 市と農業委員会の協力の下で適正な管理を行っているという報告を受けている。適正な管理が行われなくなった場合は市より原状回復命令の必要があるが、現在まで事例はない。

2 現在は旧都市計画の標識である。本年度の4月に西東京都市計画となった関係で今回の都市計画変更案の結果を踏まえて標識の設置を行いたい。ただし、全ての標識を変更するのではなく、現存の標識については田無・保谷の表示を変更したいと考えている。標識は地区に1以上配置しているが、6m以下の道路を隔てて一団として認定されている農地については全ての箇所を確認できるものとはなっていない。

3 削除案については道路の買収・主たる従事者の死亡又は故障等が理由となっている。追加指定案については、平成15年12月に定められた指定基準を基に、街づくりを進めていく上で緑地機能の補完又は公共施設用地等の確保の観点から必要な農地等、既に指定された生産緑地地区との間で一体化又は整形化を図ることができる農地等に該当するためである。

久野委員：追加指定の審査の書類は残っているのか。

坂口課長：市と農業委員会との確認作業についての書類は残っている。

葉原委員：1 追加指定の要件等については要綱で定めているのか、その他のもので定めているのか教えていただきたい。

2 生産緑地法の改正後に指定を受けた平成4年当時の生産緑地の面積を教えていただきたい。

3 生産緑地の買収申出に対する考え方を教えていただきたい。

坂口課長：1 要綱ではなく、指定基準に基づいて指定している。

2 平成4年当時の資料は現在持ち合わせていないため、後ほど報告させていただく。

3 生産緑地の買い取りについては、新市建設計画の後期5箇年に位置付けられており、現在は検討中である。

葉原委員：都市計画マスタープランにおいても生産緑地の保全等が記されているため、今後の生産緑地の保全及び増加の計画について、内容を掘り下げる必要があると考える。

宮崎委員：1 生産緑地の管理はどのような基準があるのか。

2 生産緑地の買い取りについて、保全等が出来るようにしっかりとした計画を立てていただきたい。

坂口課長：1 農地の管理については農業委員会で判断をしている。今後の管理については農業委員会と調整したいと考える。

2 今後、検討したい。

猪野委員：1 削除案件について、事由別の説明を願う。

2 追加案件に関して、「農地等」という記述があるが、その意味と今回の追加案件に

農地以外のものが含まれているのか教えていただきたい。

坂口課長： 1 削除のみを行う区域の内訳については、公共施設への転用が13件、死亡・故障等の事由による行為制限の解除後の土地利用では、住宅 8 件、住宅以外 3 件、未定 6 件、土地区画整理 1 件である。

2 農地等の表現については、農地以外の農業用道路等も含むためである。今回の追加案件には農地以外の指定はない。

猪野委員：削除して追加を行う区域の説明を願う。

坂口課長：当該地は期間の延伸が出来なくなった旧法第2種の生産緑地であり、本人から生産緑地として継続する意思が確認できたため、旧法の指定を削除して新法で追加を行ったものであるため、面積の変更はない。

森委員： 1 都市計画道路によって生産緑地が細分化され、一体的な営農が出来なくなってきた。市では細分化された農地についての対策等はあるのか。

2 生産緑地の保全にあたり、営農を継続していくための方針等が出ているのか。

坂口課長： 1 細分化された農地に対して、市としての方針は具体的にはない。

2 具体的な方針等が無いので、現状では保全に努めている。

森委員： 1 生産緑地を公共施設用地として確保する場合、公共施設の配置計画の中で必要な土地として生産緑地を市から買い取っていくのか、買い取りの申し出があった場合に市が買い取るのかを教えていただきたい。

2 農地の適正管理についてどこまで農業委員会と調整できるのか。

坂口課長： 1 買い取りの申し出については、買い取りの申し出があった場合に市が必要に応じて買い取るものであり、市から買い取っていくものではない。

2 現在までは適正管理がされていると聞いている。今後、適正に管理されていない農地に対しての原状回復命令に至るまでの調整については検討していきたい。

江田委員：農地の適正管理について、市民農園等の利用や、営農ボランティア等を募って耕作を手伝うなど様々な仕組みづくりを検討してはどうか。

森下委員：削除案件の内訳について面積も教えていただきたい。

坂口課長：内訳については、公共施設への転用が2.147ha、死亡・故障等の事由による行為制限の解除後の土地利用では、住宅1.22ha、住宅以外0.425ha、未定0.752ha、土地区画整理0.145ha、その他0.03haである。

森下委員：都市計画道路3・2・6号線に関するものが多いと考える。東京都が環境に配慮した道路ということで、生産緑地の減少以上の緑地を環境施設帯に組み込めるように市から要請していただきたい。

森委員：農業従事者の下支え等も踏まえた農地の維持を検討していただきたい。

宮崎委員：1 生産緑地の検討委員会に類する機関の設置を希望する。

2 西東京市内の都市計画道路が全線完了した場合の生産緑地の減少面積を把握した時点で教えていただきたい。

土井委員：公共施設の適正配置計画の策定に関して現在の状況を教えていただきたい。

坂口課長：現在検討中である。

土井委員：市長がリーダーシップを取って、生産緑地の買い取りには力を入れて実現ささていただきたい。

保谷市長：公共施設の配置計画を決めても買取申出で希望の場所が出てくるわけではないために、買い取りには困難が生じると思うが、しっかりとした計画を定めていきたいと考える。

砂押会長：採決に入る。「議案第1号西東京都市計画生産緑地地区の変更案」について賛成の方は挙手を願う。

～挙手全員～

挙手全員と認める。よって本案は原案通り決定した。これをもって議案についての審議を終了する。これより市長に答申を行う。

・答申書受け渡し

坂口課長：市長につきましては、これから公務のため退席させていただきます。

～市長退席～

砂押会長：引き続き、報告案件「保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業について」「都市再開発方針について」事務局より説明を願う。

貫井課長：「保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業について」「都市再開発方針について」説明

砂押会長：質問について不明な点が特にないようであればこれで終了する。そのほかに事務局より何かあるか。

坂口課長：今後の都市計画審議会のスケジュールを説明

砂押会長：以上で本日の日程はすべて終了した。条例第8条に規定する議事録については要旨録の作成を事務局に指示する。これをもって第14回都市計画審議会を閉会する。